

実務展望

てんぼろ

一般社団法人 東京都溶接協会
 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
 株式会社 三浦事務所
 発行所・東京都江東区大島三丁目1番11号
 産学協同センター
 電話 03-3685-5700 (代表)
 編集発行人 三浦 繁夫 © 2016
 毎月1回1日発行 定価 100円・〒共



猿江恩賜公園の桜

編集部撮影

猿江恩賜公園は東京都江東区にある都立公園で、開園は1932年と古く昔から貴重な緑地として周辺住民に親しまれている。元々は徳川幕府の貯木場であったが、明治になり皇室の御用材の貯木場となり、大正13年東京市に払い下げられ昭和7年に開園した。新大橋通りをはさんで野球場と庭園のある南園、テニスコート、広場のある北園に分かれています。

(カラー版は <http://www.miura21.co.jp> でご覧いただけます)

平成28年度 JIS Z 3410 (ISO 14731)/WES 8103 による

溶接管理技術者 (1・2級受験者) のための研修会

主催: 一般社団法人 日本溶接協会

本研修会は、一般社団法人 日本溶接協会規格 WES 8103「溶接管理技術者認証基準」による1・2級溶接技術者に認証されるための評価試験を受験しようとする方を対象にした研修会です。

- 日 時: 1級 4月11日(月)~14日(木) 2級 4月25日(月)~27日(水)
- 会 場: 機缶健保会館 〒136-0071 東京都江東区亀戸 6-41-20
- 受講料: 1級 51,840円 (1・2級とも演習問題集は含みますが、2級 41,040円 テキスト代は別途)

一般社団法人 **東京都溶接協会**

〒136-0072 東京都江東区大島 3-1-11

TEL: 03-3685-5448

FAX: 03-3682-4902

<http://www.jwes-1st.jp>

「ボイラー取扱技能講習」

開催のご案内

開催日: 平成28年5月23日(月)・24日(火)

会 場: ボイラ・クレーン安全協会 5階講習会場

受講料: 12,450円(消費税込み・テキスト代含む)

※お問い合わせ、資料請求は下記へどうぞ

公益社団法人 **ボイラ・クレーン安全協会**

東京事務所 教育課

〒136-0071 江東区亀戸1-28-6 タニビル5階

電 話 03-3685-5222

F A X 03-3685-5746

U R L <http://www.bcsa.or.jp>

第五十六回

溶接技術競技会

平成二十八年三月十二日
於 産学協同センター

一般社団法人 東京都溶接協会

一般社団法人東京都溶接協会主催の第五十六回「溶接技術競技会」は三月十二日手アーク溶接の部十六人・半自動アーク溶接の部二十六人、合計四十二人の選手が参加して産学協同センター(東京都江東区大島)で開催された。



開会式



開会式に臨む参加選手



競技風景

開会式は午前九時に始まり横田文雄大会会長は「溶接に携わる選手の皆様は日ごろの技量を十分に発揮し、平常心で課題に取り組んで欲しい」と述べ、今年の全国大会は函館で開催されるので、本日参加の選手全員が東京都代表になるつもりで

楽しみながら競技に臨んで下さい。」と選手を激励した。
大久保審査委員長は五十六回にも及ぶ競技会運営に携わってきた関係者に敬意を示すとともに参加の選手へ「この大会を通じ、溶接技術をリードして新技術の発信を期待している。それぞれの職場では後進の方達へ助言や指導にもこれまでの経験を技術伝承としてお願いしたい。」と述べた。

篠崎敏夫実行委員長は、「当協会も全国競技会と同じ課題を採用しているの、昨年と同様に中板は邪魔板つきとなっ

ている。邪魔板のスカップサイズが手・半自動共通の半径20ミリとなっている。」と説明した。
競技は予定通り午後三時過ぎに終了した。
このあと、三月二十八日に外観審査とエックス線審査、四月十五日に曲げ審査と総合審査が行われ順位が決定する。両種目の総合優勝者は東京都代表として次回の全国溶接技術競技会に派遣される。第六十二回の全国溶接技術競技会は十月八・九日に北海道函館市のポリテクセンター函館で開催される。

第47回 クレーン運転及び玉掛け技能競技全国大会

後援：厚生労働省 協賛：日刊工業新聞社

開催期日 平成28年5月20日(金)

開催場所 公益社団法人ポイラ・クレーン安全協会 福島事務所
〒963-0547 郡山市喜久田町卸 3-39

当協会では厚生労働省のご後援をいただき安全意識の高揚と技能水準の向上を目的として「第47回クレーン運転及び玉掛け技能競技全国大会」を上記のとおり行います。

公益社団法人ポイラ・クレーン安全協会



(写真は技能競技全国大会風景)

「確かな未来」が会社を変える。



「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

- ① 国の制度だから安全・安心！
さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立でラクラク管理！
管理や運用の手間がかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク！
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 解散存続厚生年金基金からの移行先の一つです。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共 検索

http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/

労務管理研修会報告

去る3月10日、東部労働福祉協会主催、東京都溶接協会共催による労務管理研修会を開催しました。講師に弁護士の小川英朗先生をお迎えして『法改正の動向』をテーマとして、昨年12月より施行されたストレスチェックの義務化を踏まえ、職場ハラスメントによるメンタルヘルスを巡る諸問題についてご講演頂きました。

〈研修概要〉 ハラスメントについての定義

1. セクシュアルハラスメント
所謂セクハラとは、性的な言動により職場における労働環境が害される状態をさす。使用者は雇用機会均等法11条により、このような環境を生じさせないようにする義務があり、防止および発生した際に適切な相談等、雇用管理上



講演する小川弁護士

必要な措置を講じなければならない。これら措置を講じなかった場合は、厚生労働大臣から助言、指導、勧告が行われる。これに従わなかった場合はその旨が公表されることもある。

〈事業主が講じなければならない措置〉

- ①事前措置
- ・方針の明確化およびその周知

②事後措置

あつてはならないセクハラの内容を周知啓発する。
・行為者に対する厳正な対処方針および、対処内容の規
定化と周知
抑止効果として、具体的
な抵触事例とその行為者につ
いて明文化し周知する。
・相談窓口の設置
相談担当者を決めて周知す
る。

③事後措置

調査義務

事実関係の迅速かつ正確な
確認調査の実施

被害拡大回避義務
当事者に対する適切な措置
の実施

再発防止措置の実施
・当事者のプライバシー保護
のための措置

相談者および、調査協力等
を理由とする不利益取り扱
い防止措置の規定化とその
周知

〈発生時の事業主の責任〉
均等法に定める防止措置を
実施することにより均等法の
義務違反を問われることは回
避できるが、民事上の損害賠
償は別問題とされている。損
害賠償は加害者とその使用者
として事業主双方に対して請
求される。使用者が責任を負
う根拠は次の通り。

①不法行為責任

民法715条1項に定める
使用者責任。ただし、「使
用者が相当な注意をしても

損害が生ずべきであつたと
きはこの限りではない」と
されているため、抑制を促
すような十分なセクハラ研
修等を実施していれば、責
任を回避できる。
②債務不履行責任
事業主に課されている「職
場環境配慮義務」に対する
不履行責任。

2. マタニティーハラスメント

働く女性が妊娠出産にあ
たって職場で受ける精神的肉
体的苦痛をマタニティーハラ
スメントと称する。妊娠経験
のある女性の約25%がこれ
を経験しているといわれる。
マタハラが起こる原因は、
同僚や上司の理解、協力の不
足や、会社の支援制度や配慮
の不備があるとされている。

雇用機会均等法では、省令で
定める一定の事由について当
該労働者に不利益な取り扱い
をしてはならないと規定して
いる。

〈省令で定める一定の事由〉

- ・妊娠および出産したこと
- ・産前産後休業を請求または
取得したこと、産後に就業
できないことまたは産後休
業を取得したこと
- ・輕易業務転換の申し出およ
び転換したこと
- ・妊娠出産を理由に就労でき
なくなった、または能率が
低下したこと

〈禁止されている不利益取り
扱〉

扱い
・雇用契約の打ち切り
・労働契約の不利益変更
・降格
・就業環境を害する行為
・減給または賞与等における
不利益算定
・昇進、昇格についての人事
考課での不利益評価
・不利益な配置転換

3. パワーハラスメント

パワーハラスメントとは、
厚労省の定義では「同じ職場
で働く者に対して、職務上の
地位や人間関係等の職場内の
優位性を背景に、業務の適正
な範囲を超えて精神的身体的
苦痛を与える、または職場環
境を悪化させる行為をいう」
とされている。ここでいう優
位性とは地位権限に限られる
ものではないため、部下から
上司に対して、非正規労働者
から正規労働者に対しての加
害行為も想定されている。

パワーハラの労災認定は、出
来事を類型化してその負荷度
合いに応じて厚労省が定めた
「心理的負荷評価表」が基準
となる。パワーハラが起こる背
景には、上司部下間での人間
関係の疎遠化、同僚間での競
争の激化、組織の適切なコー
ディネーターの不在、職務の
激化による心理的葛藤等が挙
げられる。

〈パワーハラに該当する行為の
事例〉

・暴行や傷害のような身体的
攻撃
・脅迫、暴言のような精神的
な攻撃
・隔離、仲間外れ、無視のよ
うな人間関係の切り離し
・遂行不能と思えるような過
大な業務の強制、又は能力
とかけ離れた過少な業務命
令

・私的なことに過度に介入す
ること

〈パワーハラの本質〉

パワーハラの起こる背景が下
地となり、さらに次のような
本質の問題が重なること、問題
として露見する。

- ・組織的な問題
- ・個人の資質に矮小して問題
を処理する傾向
- ・職場は仕事をやる場である
という認識の欠如
- ・部下は感情をおつけるはけ
口ではないという認識の欠
如
- ・相談体制、窓口の設置およ
び充実の欠如
- ・職務の分担と責任の所在が
明確化されていない。
- ・評価基準の透明化、客観化
がされていない
- ・管理者のストレスマネジメ
ントの欠如

〈発生時の対処〉

- ・隠蔽は対応としては最悪
- ・事態の過小評価はしない
- ・公平な調査を行う
- ・事案によっては労災申請に
協力する

		講習予定表												公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 URL:http://www.bcsa.or.jp												
※ 上段は学科 下段は実技		4月				5月				6月																
講習名	事務所	4月		5月		6月		講習名	事務所	4月		5月		6月												
玉掛け技能講習	東京	13	14	26	27	13	14	フォークリフト運転技能講習	東京	5	6	12	9													
			23		28		25				9	16	17	14	21	22	11	18	19							
	千葉					8	9		千葉			12	13													
							12					15	21	22												
	埼玉	13	14	25	26	15	16		埼玉			10	11					1								
			17		29		19					14	21	22			4	11	12							
	神奈川					16	17		神奈川																	
						19																				
茨城	14	15			16	17	茨城				13															
		17				19					15	22	29													
栃木	5	6	10	11	8	9	栃木	8	19	13	24	3	21													
		7		12		10		9	10	16	20	21	22	14	15	21	25	26	27	4	5	11	22	23	24	
甲信	7	8	12	13	2	3	甲信																			
		10		15		5																				
小型移動式クレーン運転技能講習	東京					21	22	床上操作式クレーン運転技能講習	東京					16	17											
						26							18													
	千葉			25	26				千葉	20	21			15	16											
				29							24			19												
	埼玉	23	24						埼玉	20	21			22	23											
			27								23			25												
	神奈川					23	24		神奈川																	
						26																				
茨城								茨城				19	20													
												22														
栃木	21	22	26	27	23	24	栃木	12	13			14	15													
		24		29		25			14			16														
甲信	21	22			16	17	甲信				26	27														
		23				18						28														

★他の講習も実施しています。詳細については、各事務所にお問合わせください。

ボイラ・クレーン安全協会 〒136-0071	江東区亀戸6-41-20 機缶健保会館2階	TEL 03-3684-5551 FAX 03-3685-2189	神奈川事務所 〒231-0007	横浜市中区弁天通4-59 横浜弁天通第一生命ビル3階	TEL 045-662-2860 FAX 045-662-8768
東京事務所 〒136-0071	江東区亀戸1-28-6 タニビル5階	TEL 03-3685-5222 FAX 03-3685-5746	茨城事務所 〒300-0875	土浦市中荒川沖町2-6 ツインビル3階	TEL 029-843-0740 FAX 029-841-1968
千葉事務所 〒260-0028	千葉市中央区新町18-10 千葉第一生命ビル2階	TEL 043-247-5532 FAX 043-247-5576	栃木事務所 〒322-0016	鹿沼市流通センター46番地	TEL 0289-72-1717 FAX 0289-76-6090
埼玉事務所 〒330-0801	さいたま市大宮区土手町1-2 JA共済埼玉ビル6階	TEL 048-643-1543 FAX 048-643-1524	甲信事務所 〒400-0212	山梨県南アルプス市 下今諏訪610番9	TEL 055-287-9511 FAX 055-287-9512

一、日時・会場
学科Ⅱ 五月三十一日(火)午前九時五十分～午後〇時
実技Ⅱ 五月三十一日(火)午後一時～午後五時

二、受講料(税込)
被覆 会員 一五、〇〇〇円
アーク溶接 一般 一六、五〇〇円
炭酸ガス 会員 一八、五〇〇円
半自動溶接 一般 一九、五〇〇円

学科のみの受講可(三、六〇〇円税込)

**JIS溶接評価試験
受験準備講習会**

日時・会場
〇五月十四日(土) 城東職業能力開発センター
〇六月四日(土) 東京都溶接協会
〇六月五日(日) 東京都溶接協会
〇七月二日(土) 東京都溶接協会
〇七月三日(日) 東京都溶接協会



<申込先>
一般社団法人
東京都溶接協会
東京都江東区大島 3-1-11
産学協同センター内
TEL 03-3685-5448
FAX 03-3682-4902

四月(卯月)
うづき



1日▽新学年
新会計年度
エイプリルフール
親鸞上人誕生会
2日▽日光輪王寺強飯式
4日▽清明
6日▽春の全国交通安全運動
(～15日)
7日▽世界保健デー
法然上人誕生会
8日▽花まつり・灌仏会
11日▽メートル法公布記念日
12日▽世界宇宙飛行の日
13日▽2016国際ウェルフェア・インクシニー
(～16日)インテックス大阪
17日▽京都伏見稲荷神幸祭
18日▽科学技術週間
発明の日
20日▽郵便週間
金属プレス加工技術展2016
(～23日)
インテックス大阪
23日▽第7回関東甲信越
高校生溶接コンクール
(会場 神鋼溶接サービズ)
28日▽日蓮宗開宗会
29日▽昭和の日
米沢上杉まつり
佐賀有田陶器市
(～5月5日)

※行事・祭は変更になる場合
があります。事前に関
係諸団体に確認下さい。